という。）と優先交渉権者との間で締結される基本協定に基づき価格等の交渉を実施し、交渉が成立した場合には工事の契約を締結する。

①　設計業務

１）業務内容　設計打ち合わせ　１式
現地踏査　１式
上部工詳細設計　１式
既設構造物改良設計　１式
歩道橋移設検討　１式
架設計画　１式
施工計画　１式
協議資料作成　１式
照査とりまとめ　１式
全体工事費の算出　１式

２）業務期間　契約締結日の翌日から約21か月間

３）業務参考額　業務参考額については、競争参加者からの見積を踏まえて設定する。なお、参考額は単なる目安であり、契約金額を制限するものではない。

②　工事

１）工事場所　大阪市北区豊崎６丁目～大阪市北区豊崎７丁目付近

２）工事内容　設計業務完了後に別途契約する。

３）工事期間　工事契約時に設定する。（本工事は余裕期間制度の適用対象外である）

４）工事参考額　約30億円（税抜）（予算規模額）なお、参考額は単なる目安であり、契約金額を制限するものではない。

⑷　本工事は、すべての競争参加者から競争参加資格確認申請時に設計業務費見積書の提出を求める工事である。

⑸　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。

⑹　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥの対象工事である。

⑺　本工事は、三者会議の対象工事ではないが、受注者が三者会議の開催を要請した場合については、明らかに三者会議の必要性が乏しいと判断される場合を除き三者会議を実施できる工事である。

⑻　本工事は、週休２日化を促進する試行工事（受注者希望方式）である。（週休日は、現場閉所とする）なお、受注者は、週休２日について施工計画書に記載し監督員に提出するものとする。また、週休２日の取得実績に応じて、工事成績評定で加点評価する。

⑼　本工事は、本工事の契約締結実績について、今後発注される同一の工事種別「橋梁（メタル）」の「技術的難易度の高い工事の受注実績評価対象工事」の技術評価項目において加点対象とする「技術的難易度の高い工事指定」の試行工事である。

⑽　本工事は、当社において平成30年度より導入した「技術的難易度の高い工事の受注実績評価対象工事」のうち、工事種別「橋梁（メタル）」における受注実績を技術評価項目において加点対象とする試行工事である。

⑾　本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。

⑿　本工事（業務）は、土木工事共通仕様書及び業務関係共通仕様書に定める書類作成及び提出等の工事関係事務手続を契約書第53条の規定「情報通信の技術を利用する方法」に基づき行う、Hi-TeLus（阪神高速・工事情報等共有システム）の試行対象工事（業務）である。

２　競争参加資格

⑴　阪神高速道路株式会社契約規則（平成23年阪神高速規則第10号）第６条の規定に該当しない者であること。

⑵　一般競争参加資格の認定　設計業務の見積合わせまでに下記に示す両方の資格を有すること。

①　阪神高速における測量・建設コンサルタント等の「土木設計」に係る平成29～32年度の一般競争参加資格

②　阪神高速における建設工事の「橋梁（メタル）」に係る平成31・32年度の一般競争参加資格

なお、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、阪神高速が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　企業の形態及び施工能力点

①　設計業務の場合　下記に示す単体又は２者或いは３者による設計共同体であること。

１）単体の場合　設計業務の見積合わせまでに下記に示す両方の資格を有すること。

・阪神高速における測量・建設コンサルタント等の「土木設計」の認定

・阪神高速における建設工事の「橋梁（メタル）」に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項について算出した点数（以下、「施工能力点」という。）が1,150点以上

２）設計共同体の場合　下記の条件を満たしている者により構成される設計共同体であること。

ア）代表者は、上記１）に同じ

イ）構成員は、設計業務の見積合わせまでに下記に示す両方の資格を有すること。

・阪神高速における測量・建設コンサルタント等の「土木設計」の認定

・阪神高速における建設工事の「橋梁（メタル）」に係る施工能力点が1,050点以上

②　工事の場合　下記に示す単体又は２者或いは３者による特定建設工事共同企業体であること。

１）単体の場合　下記の資格を有すること。

・阪神高速における建設工事の「橋梁（メタル）」に係る施工能力点が1,150点以上

２）特定建設工事共同企業体の場合　下記の条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体であること。

ア）代表者は、上記１）に同じ

イ）構成員は、阪神高速における建設工事の「橋梁（メタル）」に係る施工能力点が1,050点以上

⑸　地域要件　設定しない。

⑹　業務の実績　求めない。

⑺　施工実績　平成16年度以降（過去15年度）に、元請けとして、下記に示す同種工事の施工実績（完成し引渡しが済んでいるものに限る。以下同じ。）を有すること。なお、共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。

また、阪神高速が発注した工事の場合は工事成績評定点が65点未満の工事は施工実績として認めない。国、地方公共団体及び公共工事の入札契約の適正化の促進に関する法律第２条第１項の政令で定める法人（以下「他の機関」という。）が発注した工事の場合は、他の機関が施工実績として認めない点数の工事も施工実績として認めない。

また、特定建設工事共同企業体にあっては、代表者及びその他の構成員が、平成16年度以降（過去15年度）に、元請けとして、下記に示す同種工事の施工実績を有すること。

Ⅰ．単体の場合

「同種工事」

・鋼道路橋上部工（歩道橋を除く）の製作及び架設工事

Ⅱ．特定建設工事共同企業体の場合

ア）代表者は上記Ⅰ．に同じ。

イ）構成員は下記に示すいずれかの同種工事の施工実績を有すること。

「同種工事」

・鋼道路橋上部工の製作及び架設工事

⑻　本工事における技術提案（技術的所見）を記載した技術提案書が適切であること。（詳細は説明書参照）

⑼　工事成績評定点　阪神高速が発注した工事のうち、過去２年度（平成29年度及び平成30年度）に完成し引渡した工事の実績がある場合は、平成29年度及び平成30年度の工事成績評定点の平均が２年連続で65点未満でないこと。また、上記⑵に示す一般競争参加資格の